

(別添)

条文							条文			改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編章節条	新・条文構成(平成19年度) (最終改定案)	区分	改訂履歴	改定理由					
						3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編			
						3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工			
						3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工			
						3	2	10	23	0	1	2-10-23	足場工			
						3	2	10	23	0	1		請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。	*新規	2007/8/9	重大な労働災害の大きな要因の一つである足場からの墜落事故について、当該工法が安全性や安心感の向上に効果があり、市場からの円滑な調達が可能であることが、特記仕様書に基づく数年間の使用実績を通じて確認できたので、足場からの墜落事故防止対策に万全を期すため、共通仕様書へ記載することとした。